

令和6年9月9日

令和6年第4回中津川市議会（定例会） 提出予定追加議案

令和6年第4回中津川市議会（定例会）に、条例1件、その他3件、補正予算1件、合計5件の議案を追加提出します。

（条例）

1、中津川市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、改正する。

- ・子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童扶養手当法施行令が改正され、児童扶養手当の支給判定基準となる所得限度額の引き上げ、及び引き上げに伴う規定の整備が行われる。
条例は当該政令の規定を引用しているため、改正する。
- ・改正の内容
児童扶養手当法施行令の一部改正に伴う項ずれの対応。
- ・施行期日 令和6年11月1日

（その他）

1、工事の委託に関する協定の変更について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり協定を変更したいので、議会の議決を求める。

- ・事業の名称 （仮称）神坂スマートインターチェンジ事業
- ・協定の方法 随意契約
- ・協定金額 変更前 1,251,000,000円
変更後 1,445,510,000円
- ・協定の相手方 愛知県名古屋市中区錦2丁目18番19号
中日本高速道路株式会社
名古屋支社長 前川 利聡

2、和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めたいので、議会の議決を求める。

- ・和解の相手方 A株式会社
- ・和解要旨 1 市は和解の相手方に対し、（仮称）中津川市立新ふくおか小学校建設工事（建築主体工事）の工事遅延により、（仮称）中津川市立新ふくおか小学校建設工事（電気設備工事）及び（仮称）中津川市立新ふくおか小学校建設工事（機械設備工事）が工期延長したことに伴う損害賠償金として金5,309,683円を支払うことを認める。
2 市は和解の相手方に対し、前項の金員を、令和6年12月末日限り、指定の口座に振り込む。
3 市が前項の支払いを怠った時は、市は和解の相手方に対し、既支払額を控除した残額に対する年5分の割合による遅延損害金を支払う。
4 和解の相手方と市との間には、本件に関し、本和解に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。

3、和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、次のとおり和解したいので、議会の議決を求める。

- ・和解の相手方 B特定建設工事共同企業体
- ・和解要旨 1 相手方らは、中津川市に対し、（仮称）中津川市立新ふくおか小学校建設工事（建築主体工事）の遅延に伴う旧福岡小学校の改修費用等に関する和解金として、連帯して、21,784,188円を支払うことを認める。
2 支払いは、次のとおり分割する。
 ①令和7年3月末日限り 7,784,188円
 ②令和8年3月末日限り 7,000,000円
 ③令和9年3月末日限り 7,000,000円
3 相手方らは、前項の支払いを1回でも怠ったときは、中津川市に対し、連帯して、第1項の金額から既払額を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
4 中津川市及び相手方らそれぞれとの間には、本件に関し、本和解に定めるもののほかは何らの債権債務がないことを相互に確認する。

（補正予算）

1、令和6年度中津川市一般会計補正予算

お問い合わせ先

総務部 総務課 担当者：内木
電話：0573-66-1111（内線441）